

平成28年11月10日

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする。）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 一般社団法人地域活動支援センターさくら福祉会
- (2) 代表者 代表理事 西村 兼一
- (3) 所在地 大阪府東大阪市宝持二丁目2番7号

2 事業所名称及び所在地

(1) ワークスペースさくら

- 事業所名称 ワークスペースさくら
- 事業種別 就労継続支援A型
- 所在地 大阪府東大阪市宝持二丁目2番7号
HY宝持マンション101、203、302
- 指定年月日 平成25年1月1日

(2) ワークスペースすみれ

- 事業所名称 ワークスペースすみれ
- 事業種別 就労継続支援B型
- 所在地 大阪府東大阪市菱屋東三丁目10番6号
- 指定年月日 平成25年9月1日

3 指定の取消の年月日

平成28年12月31日

4 処分の理由

ワークスペースさくら【就労継続支援A型】

(1) 訓練等給付費の請求に関する不正（法第50条第1項第5号）

- ・サービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・個別支援計画の作成を行っていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・サービスを提供していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

- ・食事の提供を行っていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・訪問時・欠席時について、内容を記録していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・施設外就労について、要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

(2) 人員基準違反 (法第50条第1項第3号)

- ・一定期間、常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。

(3) 運営基準違反 (法第50条第1項第4号)

- ・管理者が従業者及び業務の一元的管理を行っていなかった。
- ・管理者が運営基準を遵守していなかった。
- ・管理者の指示により、サービス管理責任者は利用者に関する面談、アセスメント、個別支援計画、モニタリング、利用状況等の把握、必要な支援等の業務を行っていなかった。
- ・管理者の指示により、サービス管理責任者は他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行っていなかった。

(4) 虚偽の報告 (法第50条第1項第6号)

- ・法第48条第1項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、事業所の実態について虚偽の報告を行った。

(5) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (法第50条第1項第10号)

- ・サービス管理責任者について、虚偽の変更届を提出した。

(6) 障害福祉サービス事業者の設置者の責務違反 (法第50条第1項第2号)

- ・身体的虐待及び心理的虐待の認定により、障害者等の人格の尊重、法又は法に基づく命令の遵守、職務の遂行を行っていなかった。

ワークスペースすみれ【就労継続支援B型】

(1) 訓練等給付費の請求に関する不正 (法第50条第1項第5号)

- ・サービス管理責任者を配置していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・個別支援計画の作成を行っていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・サービスを提供していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

- ・食事の提供を行っていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・訪問時・欠席時について、内容を記録していないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・施設外就労について、要件を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

(2) 人員基準違反 (法第50条第1項第3号)

- ・一定期間、常勤のサービス管理責任者を配置していなかった。

(3) 運営基準違反 (法第50条第1項第4号)

- ・管理者が従業者及び業務の一元的管理を行っていなかった。
- ・管理者が運営基準を遵守していなかった。
- ・管理者の指示により、サービス管理責任者は利用者に関する面談、アセスメント、個別支援計画、モニタリング、利用状況等の把握、必要な支援等の業務を行っていなかった。
- ・管理者の指示により、サービス管理責任者は他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行っていなかった。

(4) 虚偽の報告 (法第50条第1項第6号)

- ・法第48条第1項の規定に基づく監査における立ち入り検査時において、事業所の実態について虚偽の報告を行った。

(5) 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為 (法第50条第1項第10号)

- ・サービス管理責任者について、虚偽の変更届を提出した。

5 事業者に対する経済上の措置

不正請求による返還額	34,914,163円
加算額	13,965,665円
過誤請求による返還額	5,912,539円
合計額	54,792,367円

東大阪市福祉部障害者支援室

TEL 06-4309-3187

FAX 06-4309-3813